

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

出向者の給与較差補てん金

Q: 当社では、使用人を中国の子会社へ出向させていますが、出向先の給与ベースが低いので、その較差を補てんする負担金を毎月出向先法人に支出しています。

この較差補てん金は、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

A: 出向者に対する給与として取り扱われ損金の額に算入することができます。

【解説】

出向した使用人は出向先において労務を提供するものですから、本来その給与は全額出向先法人が負担すべき性格のものです。

しかし、①出向先法人が経営不振等で出向者に賞与を支給することができないため支給する賞与の額、②出向先法人が海外にあるため出向元法人が支給する留守宅手当の額など、出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補てんするために出向者に支給した金額は、損金の額に算入することができます。

これは、その較差補てん金を出向者に直接支給しても、出向先法人に支出しても、同様に取り扱われます。

また、出向元法人の損金の額に算入されるということは、出向元法人が出向者に給与を支給したものと認めるといふことですから、その較差補てん金は賞与引当金及び退職給与引当金の繰入限度額の計算の基礎になります。

